

社会人・若者ボランティア・プロボノ推進事業「とっとりプロボノ」
プロボノ支援助入団体審査基準

公益財団法人とっとり県民活動活性化センター（以下、「センター」という。）が実施する、社会人・若者ボランティア・プロボノ推進事業「とっとりプロボノ」（以下、「本事業」という。）のプロボノ支援助入団体は、次の採択基準にもとづき審査を行う。

1. 組織に関する基準

- 鳥取県内に事務所（所在地）または活動拠点を置く団体
- 特定非営利活動法人をはじめとする非営利目的の法人または任意団体であり、宗教・政治活動を主な目的としない団体
- 定款、運営規約、会則のいずれかを有すること
- 意思決定者および窓口担当者を最低1名置き、組織としての受け入れ体制が確保できること
- 平日夜、または、土日のミーティングにも対応可能であること
- 申請内容に関するセンターからの連絡に対して迅速な返事ができ、円滑なコミュニケーションを図ることができる
- 申請いただく成果物と関連性が強い内容・分野において、同時期に補助金および他のプロボノによる支援を受けていないこと

2. 事業の内容・事業への意識に関する基準

- 本事業の実施において、独自性の高い手法を用いたり、試行錯誤を通じたさまざまな工夫を取り入れたりしながら、成果を高めようと模索していること
- 団体が提供する商品・サービスについて、他の団体との違い・独自性を明示できること
- 現時点において、または、将来的な目標として、自立的・継続的な活動運営に向け、会費・寄付金・自主事業収入等による経済基盤の強化を目指していること
- 本事業を重要視し、よりよい成果物に向けた意識が高いこと

3. 期待される成果に関する基準

- 団体が取り組む社会的課題解決に向けて、本事業による支援をどのように活用し、どのような成果を上げていきたいか、意図が明確であること
- 団体として目指す目標が設定されており、本事業の成果物によって、従来以上に多数の受益者に対して活動を拡大することが期待できること